



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次 (*については県法規集掲載事項)

- 公安委員会規則
 - *10 和歌山県警察署組織規則の一部を改正する規則
- 告示
 - 606 生活保護法による指定介護機関の廃止
(福祉保健総務課)
 - 607 生活保護法による介護機関の指定(")
 - 608 介護保険法による指定介護老人福祉施設の指定の辞退
(長寿社会推進課)
 - 609 介護保険法による指定介護老人福祉施設の指定
(")
 - 610 大規模小売店舗の変更の届出 (商工振興課)
 - 611 " (")
 - 612 " (")
 - 613 保安林の指定 (森林整備課)
 - 614 建設業の許可の取消し (技術調査課)
 - 615 公共測量の実施 (")
 - 616 平成18年度和歌山県議会における速記等の委託業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等
(県議会事務局)
- 選挙管理委員会告示
 - 54 政治活動のため寄附を受け、又は支出することができない団体
- 公告
 - 県議会インターネット中継用備品購入に係る入札公告
(総務事務集中課)

マルチペイメントネットワーク収納機関共同利用センター業務委託に係る公募型プロポーザルの実施(情報政策課)入札公告 (県議会事務局)

公安委員会規則

和歌山県公安委員会規則第10号

和歌山県警察署組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成18年4月21日

和歌山県公安委員会委員長 大岡 淳 人

和歌山県警察署組織規則の一部を改正する規則

和歌山県警察署組織規則(昭和32年和歌山県公安委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

別表第1和歌山県海南警察署の部下津幹部交番(海南市下津町下津515番地の1)の款中「海南市下津町下津515番地の1」を「海南市下津町下津514番地1」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

和歌山県告示第606号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2の規定により指定した介護機関から廃止の届出があったので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成18年4月21日

和歌山県知事 木村 良 樹

届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
有限会社ユウガ	田辺市東山1-4-54	ユウガ福祉用具貸与ステーション	田辺市東山1-4-54	福祉用具貸与	平成14.2.1
特定非営利活動法人和の会	新宮市緑ヶ丘3-4-1大前ビル2F	居宅介護支援事業所いずみ	新宮市緑ヶ丘3-4-1大前ビル2F	居宅介護支援	平成18.3.31
社会福祉法人白浜町社会福祉協議会	西牟婁郡白浜町1600	白浜町社会福祉協議会	西牟婁郡白浜町1600	訪問介護	平成18.2.28
社会福祉法人白浜町社会福祉協議会	西牟婁郡白浜町1600	白浜町社会福祉協議会デイサービスセンターはまゆう	西牟婁郡白浜町1447	通所介護	平成18.2.28
社会福祉法人日置川町社会福祉協議会	西牟婁郡日置川町日置197-1	日置川町社会福祉協議会	西牟婁郡日置川町日置197-1	訪問介護・訪問入浴介護・通所介護・居宅介護支援	平成18.2.28

社会福祉法人吉備町社会福祉協議会	有田郡有田川町角75-1	吉備町社会福祉協議会	有田郡有田川町角75-1	訪問介護・訪問入浴介護・通所介護・居宅介護支援	平成18.3.30
社会福祉法人金屋町社会福祉協議会	有田郡有田川町金屋7	金屋町社会福祉協議会	有田郡有田川町金屋7	訪問介護・訪問入浴介護・居宅介護支援	平成18.3.30
社会福祉法人清水町社会福祉協議会	有田郡有田川町二川820-1	清水町社会福祉協議会	有田郡有田川町二川820-1	訪問介護・訪問入浴介護・通所介護・居宅介護支援	平成18.3.30
有田川町長	有田郡有田川町下津野2018-4	特別養護老人ホームしみず園	有田郡有田川町粟生710-4	短期入所生活介護・介護老人福祉施設	平成18.3.31
有田川町長	有田郡有田川町下津野2018-4	デイサービスセンターしみず園	有田郡有田川町粟生710-4	通所介護	平成18.3.31
有田川町長	有田郡有田川町下津野2018-4	有田川町在宅介護支援センター	有田郡有田川町粟生710-4	居宅介護支援	平成18.3.31

和歌山県告示第607号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2の規定により介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づ

き、次のとおり告示する。

平成18年4月21日

和歌山県知事 木村 良樹

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人白浜町社会福祉協議会	西牟婁郡白浜町1600	白浜町社会福祉協議会指定居宅介護支援白浜事業所	西牟婁郡白浜町1600	居宅介護支援	平成18.3.1
社会福祉法人白浜町社会福祉協議会	西牟婁郡白浜町1600	白浜町社会福祉協議会指定訪問介護白浜事業所	西牟婁郡白浜町1600	訪問介護	平成18.3.1
社会福祉法人白浜町社会福祉協議会	西牟婁郡白浜町1600	白浜町社会福祉協議会日置川支部	西牟婁郡白浜町日置197-1	訪問介護・訪問入浴介護・通所介護・居宅介護支援	平成18.3.1
社会福祉法人白浜町社会福祉協議会	西牟婁郡白浜町1600	白浜町社会福祉協議会デイサービスセンターはまゆう	西牟婁郡白浜町1447	通所介護	平成18.3.1
社会福祉法人新宮市社会福祉協議会	新宮市野田1-1	社会福祉法人新宮市社会福祉協議会熊野川ステーション	新宮市熊野川町日足316-1	訪問介護	平成17.9.30
辻村佳廣	海南市名高428-13	ツジムラ薬局	海南市名高428-13	居宅療養管理指導	平成12.4.1
江口俊明	和歌山市布施屋552-1	保険調剤薬局朝日海南店	海南市名高507-4	居宅療養管理指導	平成18.4.1
社会福祉法人有田川町社会福祉協議会	有田郡有田川町金屋7	有田川町社会福祉協議会吉備支所事務所	有田郡有田川町角75-1	訪問介護・訪問入浴介護・通所介護・居宅介護支援	平成18.3.31
社会福祉法人有田川町社会福祉協議会	有田郡有田川町金屋7	有田川町社会福祉協議会金屋支所事務所	有田郡有田川町金屋7	訪問介護・訪問入浴介護・居宅介護支援	平成18.3.31
社会福祉法人有田川町社会福祉協議会	有田郡有田川町金屋7	有田川町社会福祉協議会清水支所事務所	有田郡有田川町二川820-1	訪問介護・訪問入浴介護・通所介護・居宅介護支援	平成18.3.31

医療法人九曜會	伊都郡かつらぎ町笠田東727	前田医院	伊都郡かつらぎ町笠田東727	訪問看護	平成18.1.4
社団法人和歌山県柔道整復師会	和歌山市太田143-4	和柔整・健康堂接骨院	田辺市南新町113	居宅介護支援	平成18.3.10
有限会社メディカルスクウェア	和歌山市園部1416-3	エース薬局みのしま店	有田市新堂55-1	居宅療養管理指導	平成18.2.20

和歌山県告示第608号

介護保険法(平成9年法律第123号)第91条の規定により
指定介護老人福祉施設の指定の辞退が次のとおりであった

ので、同法第93条第2号の規定に基づき公示する。

平成18年4月21日

和歌山県知事 木村良樹

指定事業者番号	氏名 (法人の場合にあっては、申請者の名称)	住所 (法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地)	法人の場合にあっては、代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定員数	辞退年月日
3071600427	有田川町	有田郡有田川町大字下津野2018番地4	有田川町長 中山正隆	特別養護老人ホームしみず園	有田郡有田川町大字粟生710番地4	50	平成18.3.31

和歌山県告示第609号

介護保険法(平成9年法律第123号)第48条第1項第1号の規定により指定介護老人福祉施設を次のとおり指定したの

で、同法第93条第1号の規定に基づき公示する。

平成18年4月21日

和歌山県知事 木村良樹

指定事業者番号	氏名 (法人の場合にあっては、申請者の名称)	住所 (法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地)	法人の場合にあっては、代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定員数	指定年月日 (指定の有効期間の満了の日)
3071600724	社会福祉法人一恵会	有田郡有田川町大字小川992番地	理事長 上西禎一	特別養護老人ホームしみず園	有田郡有田川町大字粟生710番地4	50	平成18.4.1 〔平成24.3.31〕

和歌山県告示第610号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、法第6条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1)氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名(2)連絡先の電話番号(3)大規模小売店舗の名称(4)この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工労働部商工政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見の概要は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成18年4月21日

和歌山県知事 木村良樹

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
ヒラマツ 岩出店
和歌山県岩出市今中119-1番地 他
- 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社ヒラマツ 代表取締役 平松泰行
和歌山市新中通六丁目15番地
- 変更する事項
大規模小売店舗の所在地
(変更前)和歌山県那賀郡岩出町今中119-1番地 他
(変更後)和歌山県岩出市今中119-1番地 他
- 変更の年月日
平成18年4月1日
- 変更する理由
住居表示変更によるため
- 届出等の縦覧場所
和歌山県商工労働部商工政策局商工振興課(和歌山市

小松原通一丁目1番地)

那賀振興局産業振興部産業総務課(和歌山県岩出市高塚209)

岩出市役所農林経済課(和歌山県岩出市西野209)

7 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 平成18年4月21日から平成18年8月21日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第611号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、法第6条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1)氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名(2)連絡先の電話番号(3)大規模小売店舗の名称(4)この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工労働部商工政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見の概要は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成18年4月21日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
オークワ ミレニアシティ岩出店
和歌山県岩出市中迫147
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社オークワ 代表取締役 大桑啓嗣
和歌山市中島185番地の3
- 3 変更する事項
大規模小売店舗の所在地
(変更前)和歌山県那賀郡岩出町中迫塚本147
(変更後)和歌山県岩出市中迫147
- 4 変更の年月日
平成18年4月1日
- 5 変更する理由
住居表示変更によるため
- 6 届出等の縦覧場所
和歌山県商工労働部商工政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)
那賀振興局産業振興部産業総務課(和歌山県岩出市高塚209)
岩出市役所農林経済課(和歌山県岩出市西野209)
- 7 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 平成18年4月21日から平成18年8月21日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第612号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、法第6条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1)氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名(2)連絡先の電話番号(3)大規模小売店舗の名称(4)この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工労働部商工政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見の概要は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成18年4月21日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
メッサ オークワ岩出西店
和歌山県岩出市中黒641-1
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社オークワ 代表取締役 大桑啓嗣
和歌山市中島185番地の3
- 3 変更する事項
大規模小売店舗の名称及び所在地
(変更前)オークワ 岩出西店
和歌山県那賀郡岩出町中黒641-1
(変更後)メッサ オークワ岩出西店
和歌山県岩出市中黒641-1
- 4 変更の年月日
住居表示については、平成18年4月1日
名称変更については、平成18年4月15日
- 5 変更する理由
住居表示変更によるため
- 6 届出等の縦覧場所
和歌山県商工労働部商工政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)
那賀振興局産業振興部産業総務課(和歌山県岩出市高塚209)
岩出市役所農林経済課(和歌山県岩出市西野209)
- 7 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
縦覧期間 平成18年4月21日から平成18年8月21日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第613号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成18年4月21日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 保安林の所在場所 東牟婁郡古座川町洞尾字本谷276
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び東牟婁振興局並びに古座川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第614号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項第2号の規定に基づき、次の者について建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成18年4月21日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 取消年月日 平成18年4月11日
- 2 取消しを受けた者
 - (1) 商号 株式会社インテリアオガワ
 - (2) 代表者氏名 小川博
 - (3) 主たる営業所の所在地 御坊市名屋町1-2-8
 - (4) 建設業許可番号 和歌山県知事許可(般-14)第10552号
- 3 処分の内容

建設業法第29条第1項第2号の規定に基づく建設業許可の取消し
- 4 取消しの原因となった事実

株式会社インテリアオガワは、平成17年7月21日、和歌山地方裁判所御坊支部において破産廃止決定がなされた。このことは建設業法第29条第1項第2号に該当するものである。

和歌山県告示第615号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき和歌山県知事から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成18年4月21日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 作業の種類 公共測量(航空レーザ測量)
- 2 作業期間 平成18年4月22日から平成18年8月31日まで
- 3 作業地域 和歌山市
 - 海南市
 - 橋本市
 - 有田郡湯浅町
 - 有田郡広川町
 - 日高郡印南町
 - 西牟婁郡すさみ町

和歌山県告示第616号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の5第1項及び第167条の5の2の規定に基づき、平成18年度和歌山県議会における速記及び反訳委託業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成18年4月21日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 調達業務

平成18年度和歌山県議会における速記及び反訳委託業務
- 2 資格審査申請書類及びその配付方法等
 - (1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。
 - ア 競争入札資格審査申請書
 - イ 事業経歴書
 - ウ 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書
 - エ 印鑑証明書
 - オ 財務諸表(法人にあっては、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にあっては、青色又は白色申告書の写し)
 - カ 使用印鑑届
 - キ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書で発行後3か月を経過していないもの
 - (ア) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税
 - (イ) 和歌山県が課する県税全税目
 - (ウ) 個人にあっては、和歌山県内の在住市町村が課する個人住民税(县市町村民税)
 - ク 誓約書
 - ケ 委任状(申請者が代理人を選任した場合)
 - コ 次の(ア)及び(イ)に該当することが確認できる書類
 - (ア) 1級速記者を有していること。
 - (イ) 過去2か年以内に2回以上にわたり、普通地方公共団体の議会における速記及び反訳業務を受託し、

遺漏なく遂行した実績があること。

(2) (1) のア、イ、カ、ク及びケに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、平成18年4月21日(金)から平成18年4月27日(木)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く日の午前10時から午後4時までの間に、5に掲げる場所で配付を行う。

(3) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、3に掲げる資格審査説明会において質問を行うものとし、その後は、平成18年5月8日(月)までの間に和歌山県議会事務局総務課に対して書面等(ファクシミリを含む。)により行うものとする。

3 資格審査説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県議会第3委員会室

(2) 日時

平成18年4月27日(木) 午前10時から

4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

平成18年4月21日(金)から平成18年5月8日(月)までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間に、5で掲げる場所で受け付ける。

5 資格審査申請書類の配付の場所

和歌山県議会事務局総務課
和歌山市小松原通一丁目1番地
郵便番号 640-8585
電話番号 073-441-3560
(FAX 073-441-3559)

6 申請書類に使用する言語

申請書類に使用する言語は、日本語とする。

7 一般競争入札参加者の資格

この一般競争入札に参加することができる者は、平成18年4月21日現在において、次の要件を満たしている者とする。

(1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であ

ること。

(2) 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者ではないこと。

(3) 和歌山県が行う指名競争入札に関する指名を停止されていない者であること。

(4) 次の(ア)及び(イ)に該当する者であること。

(ア) 1級速記者を有していること。

(イ) 過去2か年以内に2回以上にわたり、普通地方公共団体の議会における速記及び反訳業務を受託し、遺漏なく遂行した実績があること。

(5) 国税、県税及び市町村税を滞納していないものであること。

8 資格審査の結果通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により平成18年5月18日(木)までに通知する。

9 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、本県に対しその理由について説明を求めることができる。

(2) (1) の説明は、平成18年5月16日(火)までに書面により求めるものとする。

(3) (2) の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。

(4) 説明に対する回答については、平成18年5月17日(水)までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

(5) (2) の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第54号

次の政治団体は、政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第2項の規定により、平成18年4月1日以後、政治活動(選挙運動を含む。)のために寄附を受け、又は支出することができない団体となったので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成18年4月21日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男

団体名	事務所住所	代表者氏名	会計責任者
自由民主党田辺市支部連絡協議会	田辺市朝日ヶ丘863	馬頭哲弥	中村博臣
愛国青年同志会	和歌山市今福1-7-21	渡瀬匡清	渡瀬尚
松井紀博後援会	和歌山市北島71	松井紀博	中井和子
東洋後援会	岩出市高塚54	南出哲史郎	南出哲史郎
田中勝後援会	紀の川市東大井390	延與和義	多和正弘
樋口豊太郎後援会	紀の川市桃山町調月1902	野脇和生	樋口早智子
光永隆後援会	紀の川市後田257-11	光永隆	光永美江

吉村公俊後援会	岩出市高瀬148	吉村公俊	立嶋和
上山章善を支える会	有田郡湯浅町湯浅1390-24	横貫基行	坂田滋
梶原宗治後援会	有田郡広川町大字井関664	伊藤善一	庄礼正伸
坂上とよし後援会	有田郡有田川町大字清水316-2	坂上東洋士	溝上尚文
竹中一恵後援会	有田市宮原町須谷1042	小池調夫	上山哲子
山田まり後援会	有田郡湯浅町青木549-26	井原靖雄	児島成一
山路博之後援会	西牟婁郡白浜町宇津木66	梅本寿樹	杉野光夫
山西しげる後援会	田辺市本宮町請川251	山西茂	山西しづ子
石井康夫後援会	東牟婁郡那智勝浦町井関906	川上安一	石井恵美
たまき正法後援会	東牟婁郡串本町串本914-2	玉置正法	和田育男
津守良治後援会	東牟婁郡那智勝浦町天満58-4	植野大蔵	津守克哉

公 告

県議会インターネット中継用備品購入に係る入札公告

物品の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の6の規定に基づき公告する。

平成18年4月21日

和歌山県知事 木村良樹

1 一般競争入札に付する事項

(1) 購入年度及び物品調達番号

平成18年度調達番号00000281号

(2) 購入物品の名称及び数量

県議会インターネット中継用備品 1式

(3) 購入物品の特質等

入札説明書による。

(4) 納入期限

平成18年5月31日(水)

(5) 納入場所

和歌山県庁議会事務局

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

和歌山県物品の購入等の競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成8年和歌山県告示第266号)の規定に基づく競争入札の参加資格に関する知事の審査を受け、入札参加資格を有すると認められ、競争入札参加有資格者名簿の営業種目「通信用機械器具」に記載されている者であること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県総務部総務管理局総務事務集中課

(2) 期間

平成18年4月21日(金)から平成18年4月28日(金)ま

での和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条に定める県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分まで。

4 入札説明書を交付する場所及び期間

(1) 場所

3の(1)に同じ

(2) 期間

3の(2)に同じ

5 一般競争入札の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の場所及び日時

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県総務部総務管理局総務事務集中課入札室

イ 入札日時

平成18年5月12日(金)午前10時35分から

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) 前項の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、書留郵便により競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封のうえ、平成18年5月12日午前10時までに総務部総務事務集中課に必着するように行わなければならない。

6 入札方法

落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入

札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札保証金に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。
- (2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。
- (3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

8 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。

9 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で2に規定する資格のない者のした入札は、無効とする。

10 落札者の決定の方法

- (1) 財務規則第102条の規定に基づき定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。
- (4) 再度の入札を行う場合において、郵便による入札を行った者で5の（1）に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できな

いものとする。

11 その他

- (1) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県総務部総務管理局総務事務集中課
和歌山市小松原通一丁目1番地
郵便番号 640-8585
電話番号 073-441-2291
- (2) 契約書作成の要否
要
- (3) 契約の締結における議会の議決の要否
否

公 告

マルチペイメントネットワーク収納機関共同利用センター業務委託について、公募型プロポーザル方式による契約の手続を行うので、公告する。

平成18年4月21日

和歌山県知事 木村良樹

1 公募型プロポーザル方式に付する事項

- (1) 事業年度及び事業番号
平成18年度電県推第2号
- (2) 委託業務名
マルチペイメントネットワーク収納機関共同利用センター業務委託
- (3) 委託内容
本県が受託者の運営する共同利用センターを利用してマルチペイメントネットワーク（以下「MPN」という。）に接続し、MPNに係る各種サービスの提供及び、それらを実現するための環境整備及び導入作業などの業務支援を行う。
- (4) 納入場所
和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県庁
- (5) 契約期間
契約締結の日から平成19年3月31日まで

2 参加資格に関する事項

- (1) 本提案への参加は、単独企業又は業務を共同連帯し受託するため2以上の者を構成員として結成された共同企業体（以下「コンソーシアム」という。）によるものとする。
- (2) 参加資格を有する者は、次に掲げるすべての要件を満たす者であること。

なお、コンソーシアムについては、ア及びイの要件は、その構成員のすべてが満たし、ウからオまでの要件は、その構成員のいずれかが満たしていること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下

「地方自治令」という。)第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 公告の日現在において、本県での指名停止の措置を受けていない者であること。

ウ 日本マルチペイメントネットワーク運営機構（以下「MPN運営機構」という。）において収納機関共同利用センターとして登録された者であること。

エ 管理する通信サーバーによる納付に関する情報の中継業務を24時間稼動することができ、MPN運営機構が定める収納サービスの3方式（オンライン方式、情報リンク方式、一括伝送方式）すべてに対応することができる者であること。

オ LGWAN-ASPとして登録している者であること。

3 手続等に関する事項

(1) 担当部課

和歌山県企画部IT推進局情報政策課

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2407

FAX 073-441-2409

e-mail 0212001@pref.wakayama.lg.jp

(2) 参加の申込みに必要な書類の交付期間、交付場所及び交付方法

ア 交付期間

公告の日から平成18年4月28日（金）の午前9時から午後5時までの間。

ただし、土曜日、日曜日及び国民の休日に関する法律（昭和23年法律178号）第3条に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。

イ 交付場所

3の（1）に同じ。

ウ 交付方法

直接交付する（郵送等はしない。）。

(3) プロポーザル説明会の日時及び場所

ア 日時

平成18年4月24日（月）午後2時から

イ 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁

(4) 参加申込書類の提出期間、提出場所及び提出方法

ア 提出期間

平成18年4月21日（金）から平成18年4月28日（金）までの午前9時から午後5時までの間。ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く。

イ 提出場所

3の（1）に同じ。

ウ 提出方法

直接持参又は郵送等による。

なお、郵送等で提出する場合は、平成18年4月28日（金）午後5時までに必着すること。

エ 参加資格審査結果通知

参加資格審査の結果は、審査終了後に郵送により一斉通知する。

(5) 提案書の提出期間、提出場所及び提出方法

ア 提出期間

平成18年5月12日（金）から平成18年5月19日（金）までの午前9時から午後5時までの間。ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く。

イ 提出場所

3の（1）に同じ。

ウ 提出方法

直接持参又は郵送等による。

なお、郵送等で提出する場合は、平成18年5月19日（金）午後5時までに必着すること。

4 提案書の特定に関する事項

(1) 提案書の審査

提出された提案書について審査を実施し、最も適当と認められる者を1者特定した上で、その者と当該業務の委託契約を締結する。

(2) 審査結果に関する通知

提案書を提出した者には、文書により審査結果を通知する。

(3) 非特定通知を受けた者に対する理由説明

ア 非特定通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（土曜日、日曜日及び休日を除く。）以内に、書面により、説明を求めることができる。

イ アの書面は、3の（1）の担当部課に持参するものとし、郵送等によるものは、受け付けない。

ウ 説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（土曜日、日曜日及び休日を除く。）以内に書面により回答するものとする。

5 その他留意事項

(1) 参加申込書類及び提案書に使用する言語は、日本語とする。

(2) 参加申込書類及び提案書に虚偽の記載をした場合には、無効とする。

(3) 提出された提案書は、返却しない。ただし、提案書は、当該審査以外の目的で提案者に無断で使用しない。

(4) 契約保証金に関する事項

ア 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

イ 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則（昭和63

年和歌山県規則第28号)第92条から第95条までの規定に定めるところによる。

入札公告

平成18年度和歌山県議会における速記及び反訳委託業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。第167条の6の規定に基づき公告する。

平成18年4月21日

和歌山県知事 木村良樹

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度

平成18年度

(2) 調達業務の名称及び数量

平成18年度和歌山県議会における速記及び反訳委託業務 一式

(3) 調達業務の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成18年和歌山県告示第616号に規定する平成18年度和歌山県議会における速記及び反訳委託業務一般競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び日時

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県議会事務局総務課

(2) 日時

平成18年4月21日(金)から平成18年4月27日(木)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)に規定する県の休日を除く日の午前10時から午後4時まで

4 入札説明書を交付する場所及び日時等

(1) 入札説明書を交付する場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 場所

3の(1)に同じ。

イ 日時

3の(2)に同じ。

(2) (1)の規定により交付する入札説明書に対して質問のある者は、5に掲げる入札説明会において質問を行うものとし、その後は、平成18年5月8日(月)までの間に和歌山県議会事務局総務課に対して書面等(ファクシミリを含む。)により行うものとする。

5 入札説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県議会第3委員会室

(2) 日時

平成18年4月27日(木)午前10時から

6 一般競争入札執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県議会第3委員会室

イ 入札日時

平成18年5月18日(木)午前11時から

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) 前項の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、書留郵便により競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、平成18年5月18日(木)午前9時30分までに和歌山県議会事務局総務課へ必着するように行わなければならない。

7 入札方法

落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。)第87条第2号の規定により入札保証金についてはこれを免除する。

9 契約保証金に関する事項

財務規則第93条第3号の規定により契約保証金については、これを免除する。

10 入札の無効

本公告に示した競争入札に参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で2に規定する資格のない者のした入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

- (1) 入札の要件の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札には、和歌山県議会事務局総務課の職員が立ち会うものとする。
- (3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県議会事務局総務課の職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて3回までとする。
- (6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵便による入札を行った者で6の(1)に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。
- 12 契約書の要否
要
- 13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否
否
- 14 その他
- (1) この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。
- ア 名称
和歌山県議会事務局総務課
- イ 所在地
和歌山市小松原通一丁目1番地
郵便番号 640-8585
電話番号 073-441-3560
(FAX 073-441-3559)
- (2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。